

1. 圏域の概要

(1) 水産業の概要

① 圏域内に位置する市町村および漁業協同組合の概要

「日高東部圏域」は、北海道中央南西部日高振興局管内のうちえりも町・様似町の2町を有する東部に位置しており、第1種漁港7港、第4種漁港1港、地方港湾1港を有している。えりも漁業協同組合は、付加価値をより高めるため、衛生管理の取り組みを行っている。

また、ウニの種苗放流といった水産資源の維持・管理型漁業の推進、コンブ、サケのブランド化（日高昆布、銀聖）など地域の水産業の活性化に向けた取組を実施している。圏域内では複数の漁業協同組合が合併を行い、現在では1つに統合されるなど、経営基盤の強化が進んでいる。

② 主要漁業種類、主要魚種の生産量、資源量の状況

当圏域の令和元年における漁業生産は、数量で約12千トン、金額で約68億円となっており、主要漁業種類は、採藻、サケ定置網、刺し網漁業などが営まれている。

主要魚種の生産量では、スケトウダラ3,124トンと全体の25%を占め、次いでコンブ1,899トン（15%）、サケ1,540トン（12%）、ツブ類1,213トン（9%）などがあり、サケについては年変動があるものの、資源状況は近年減少傾向にある。

主要漁業であるサケ・マス増殖施設やエゾバフンウニやハタハタ、そして新たな資源として期待されているカレイ類のマツカワを対象とした栽培施設を有しており、積極的に育てる漁業に取り組んでいるところである。

③ 水産物の流通・加工の状況

水産物の流通については、札幌市近郊を始め道内各地へ生鮮出荷しているケースが多い。

多くの漁港がそれぞれ産地市場機能を有しており、管内外の加工場へ鮮魚出荷を行っているが、とりわけ圏域内最大の取扱量を有する庶野漁港、コンブの主要供給基地であるえりも岬漁港については、当圏域における水産物取引や加工場及び消費地市場等への水産物流通の拠点となっている。主な地場産加工品は、日高昆布、銀聖（秋サケ）がある。

④ 養殖業の状況

該当無し。

⑤ 漁業経営体、漁業就業者（組合員等）の状況

当圏域の漁業協同組合の組合員数は、令和元年度末現在で786名（正組合員690名、準組合員96名）となっており、H18年の漁協合併当時937人（正836準101）から減少傾向となっており、減少傾向にあるが、後継者育成についても力を入れており、今後とも新規着業者の参入も見込まれる。

⑥ 水産業の発展のための取組

衛生管理された水産物流通の増大及び鮮度保持対策による付加価値向上・ブランド化などにより水産振興を図るため、東部圏域における主要水産物の秋さけや近年水揚げが増加しているブリを対象に「船上活締め」に取り組み、船上ではシャーベット氷を入れた海水槽にて運搬し、荷揚げ後は殺菌海水を入れたタンクでの保管を行うことにより、衛生管理や品質管理の徹底を図るとともに、付加価値向上や消費拡大を図っている。

また、同圏域における真つぶの海外向けのPRを図るため、外国語に対応したパンフレットの作成や拠点産地市場への漁獲物の集約化、漁協や地元商店街における直販力の強化や連携など多様な流通形態に対応した出荷体制の構築を図っている。

特に、流通拠点漁港の庶野漁港を有するえりも地区を発信地として、すでに全国ブランドとなりつつある秋サケの「銀聖」プロジェクトの推進、「春ウニまつり」の開催など、地元水産物PRイベントの取り組みを続けている。

⑦ 水産基盤整備に関する課題

圏域内の各漁港において、既存施設の老朽化や漂砂堆積に伴う機能保全が課題となっている。

庶野漁港では荒天時の港内攪乱や越波により漁業活動に支障が出ており、係留漁船の転覆事故も発生しているほか、日本屈指の強風地帯に位置する当漁港では、強風の影響により漁業活動に支障や、上架施設から漁船が転落する事故も発生している。また、船揚場が狭隘なため、漁港周辺の前浜を拠点として採藻漁業（コンブ）を操業している漁業者が多数存在し、漁獲物の陸揚や上下架作業に時間を要するなど非効率な作業を強いられる。

⑧ 将来的な漁港機能の集約化

現状、圏域内の漁港施設に係る統合・廃止・集約化等、機能再編に係る計画は無いが、今後、漁業情勢を取り巻く環境が変化し対応が必要となった場合は、随時検討していく

(2) 圏域設定の考え方

① 圏域タイプ	流通拠点型	設定理由；水産物を集約する産地市場を有する流通拠点港を主体としてセリ等を行い、消費地や加工場へ出荷する。
② 圏域範囲	えりも町及び様似町の一部の漁港	設定理由；平成18年度に広域合併を行い、流通出荷体制の一体化が図られているえりも漁業協同組合を範囲とした。
③ 流通拠点漁港	第3種 庶野漁港	設定理由；産地市場を有し、一定の港勢を有するため。 ・圏域最大の属地陸揚漁港(R1：約1,326百万円)である。 ・利用漁船：161隻(R1) ・属地陸揚げ量：2,945t ・属地陸揚げ金額：13.3億円 ・静穏度対策、船揚場新設を実施していく。 ・BCP策定済。 ・荒天時、漁船避難場所となっている。
④ 生産拠点漁港	第1種 冬島漁港	設定理由；様似町における漁業生産拠点として、1種漁港として一定の港勢を有するため。 ・利用漁船：73隻(R1) ・属地陸揚げ量：1,285t ・属地陸揚げ金額：5.3億円 ・サケ定置網、採藻を主体とする。 ・荒天時、漁船避難場所となっている。
	第1種 旭漁港	設定理由；様似町における漁業生産拠点として、1種漁港として一定の港勢を有するため。 ・利用漁船：49隻(R1) ・属地陸揚げ量：661t ・属地陸揚げ金額：2.5億円 ・採藻を主体とする。
	笛舞漁港	設定理由；えりも町における漁業生産拠点として、1種漁港として一定の港勢を有するため。 ・利用漁船：101隻(R1) ・属地陸揚げ量：2,692t ・属地陸揚げ金額：8.7億円 ・サケ定置網、採藻を主体とする。 ・荒天時、漁船避難場所となっている。
	歌別漁港	設定理由；えりも町における漁業生産拠点として、1種漁港として一定の港勢を有するため。 ・利用漁船：65隻(R1) ・属地陸揚げ量：1,178t ・属地陸揚げ金額：3.9億円 ・採藻、刺し網を主体とする。 ・荒天時、漁船避難場所となっている。
	東洋漁港	設定理由；えりも町における漁業生産拠点として、1種漁港として一定の港勢を有するため。 ・利用漁船：86隻(R1) ・属地陸揚げ量：1,645t ・属地陸揚げ金額：5.6億円 ・サケ定置網、採藻を主体とする。 ・荒天時、漁船避難場所となっている。
	えりも岬漁港	設定理由；えりも町における漁業生産拠点として、1種漁港として一定の港勢を有するため。 ・利用漁船：98隻(R1) ・属地陸揚げ量：3,147t

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 属地陸揚げ金額：12.0 億円</li> <li>・ サケ定置網、採藻、刺し網を主体とする。</li> <li>・ 荒天時、漁船避難場所となっている。</li> </ul>
	目黒漁港	設定理由；えりも町における漁業生産拠点として、1 種漁港として一定の港勢を有するため。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用漁船：36 隻 (R1)</li> <li>・ 属地陸揚げ量：348 t</li> <li>・ 属地陸揚げ金額：1.3 億円</li> <li>・ 採藻、たこ漁業を主体とする。</li> <li>・ 荒天時、漁船避難場所となっている。</li> </ul>
⑤ 輸出拠点漁港	庶野漁港	設定理由；スケトウダラについて以下の要件に合致するため。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 流通拠点漁港に属する。</li> <li>・ 韓国等へ輸出されている（東日本大震災以降は休止中）。</li> <li>・ 属地陸揚げ量：2,945 t (R1)</li> </ul>

(令和元年)

圏域の属地陸揚げ量(トン)	12,441 t
圏域の総漁港数	8 港
圏域で水産物の水揚実績がある港湾数	1 港

圏域の登録漁船隻数(隻)	890 隻
圏域内での輸取出扱量(トン)	スケトウダラ ートン ※東日本大震災より休止中

当該圏域を含む養殖生産拠点地域名	—
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における主要対象魚種	—
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別生産量(収穫量)(トン)	—
当該圏域を含む養殖生産拠点地域における魚種別海面養殖業産出額(百万円)	—

## 2. 圏域における水産基盤整備の基本方針

### (1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

#### ① 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

当圏域内の漁港は、波浪による航路や泊地の静穏度悪化、近年大型化している漁船に対応した水深を確保できない等、航行や係留に支障を来しているため、静穏度対策、泊地・岸壁等の改良を講じる必要がある。

庶野漁港（流通拠点漁港）は、防波堤からの越波や港口からのふれ込みにより港内静穏が悪化し、漁船の航行及び係留に支障があるため、突堤の設置や防波堤を嵩上げするほか、日本屈指の強風地帯に位置する当漁港では、強風の影響により漁業活動に支障がでていることから防風柵施設を整備する。

また、漁港周辺の前浜を拠点として非効率な作業をしている採藻漁業について、漁業活動の効率化のため、船揚場を整備する。

#### ② 養殖生産拠点の形成

該当無し

### (2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

#### ① 環境変化に適応した漁場生産力の強化

小型海藻類等の繁茂により荒廃したコンブ漁場の回復のため、岩盤清掃や底質改善を実施する。

また、沖合海域にタコ類の産卵場を整備して、タコ類、ツブ類の産卵の場づくりを行い、これら魚類の生活史を考慮した整備により、水産資源の回復・増大を図り、海域の漁業生産力を強化する。

#### ② 災害リスクへの対応力強化

・ 漁業地域の安全・安心の確保

庶野漁港においては、自然災害に対応した防災機能対策及び漁港利用者の安全確保のため、主要な陸揚げ岸壁の耐震化や避難場所としても機能する人工地盤の整備が完了し、漁業

活動の継続又は早期再開、圏域における持続的な水産物の安定供給体制を推進している。

・被災後の地域水産業の早期再開

各町において策定している地域防災計画、令和2年10月、流通拠点漁港である庶野漁港BCP計画を策定し、避難訓練や机上訓練を実施している。

・持続可能なインフラ管理の推進

大規模地震や津波、近年巨大化する台風や低気圧等の自然災害に対し、漁業地域の安全確保を図る必要があることから、ドローンを導入し、施設の機能診断を迅速かつ効率的に行い、予防保全を含めた持続可能なインフラ対策を講じる必要がある。

(3) 「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「海業」による漁村の活性化

マリンビジョン計画の取り組みとして「えりもうに祭り」や「海の幸直売会 de しょや」での海産物の直売、ふるさと納税の返礼品に地場水産物加工品を活用する等、地産地消の促進を図り、活性化を推進していく。

② 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

岸壁への屋根整備が完了するなど、漁港施設の就労環境を改善した結果、担い手確保寄与している。

3. 目標達成のための具体的な施策

(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化

① 拠点漁港等の生産・流通機能の強化

地区名	主要対策	事業名	漁港・港湾名	種別	流通拠点
庶野	流通機能強化	直轄漁港漁場整備事業	庶野漁港	4	○

② 養殖生産拠点の形成

地区名	主要対策	事業名	漁港・漁場名	種別	流通拠点
該当無し					

(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保

① 環境変化に適応した漁場生産力の強化

地区名	主要対策	事業名
北海道太平洋西部	資源管理、環境変化	水産環境整備事業
日高東部えりも	藻場・干潟	水産環境整備事業
様似町	藻場・干潟	水産多面的機能発揮対策
えりも町	藻場・干潟	水産多面的機能発揮対策

② 災害リスクへの対応力強化

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
該当無し					

(3) 「海業」振興と多様な担い手の活躍による漁村の魅力と所得の向上

① 「海業」による漁村の活性化

該当無し

② 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

地区名	主要対策	事業名	漁港名	種別	流通拠点
庶野	就労環境	直轄漁港漁場整備事業	庶野漁港	3	○

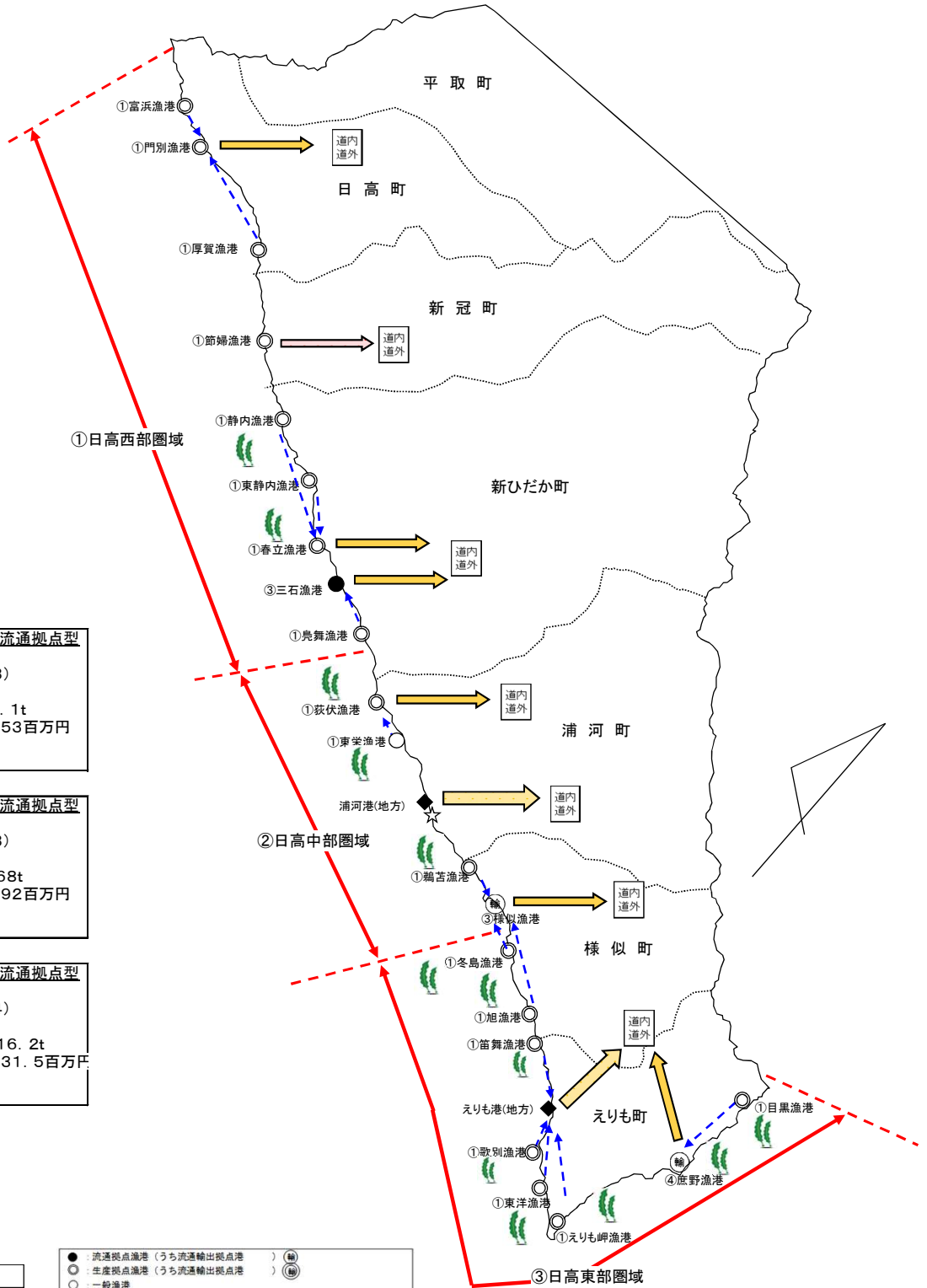
船揚場や防風柵施設の整備により、就労環境を改善し安全で働きやすい環境を整え、担い手の確保にあたる。

4. 環境への配慮事項

当圏域では、漁港整備にあたってはミツイシコンブの天然漁場へ影響を配慮した施設配置計画とする。また、工事実施に伴う近隣住民への影響を含め、周辺環境への影響には十分留意する。

5. 水産物流通圏域図  
別添のとおり

# 北海道日高振興局水産物流通圏域図



- ① 日高西部圏域** 流通拠点型  
 流通拠点: 三石漁港 (3)  
 圏域総陸揚量: 7,623.1t  
 圏域総陸揚金額: 2,853百万円  
 漁港9港
- ② 日高中部圏域** 流通拠点型  
 流通拠点: 様似漁港 (3)  
 圏域総陸揚量: 17,768t  
 圏域総陸揚金額: 3,892百万円  
 漁港4港、港湾1港
- ③ 日高東部圏域** 流通拠点型  
 流通拠点: 庶野漁港 (4)  
 圏域総陸揚量: 20,416.2t  
 圏域総陸揚金額: 6,931.5百万円  
 漁港8港、港湾1港

出荷凡例詳細	
50t未満	→
50~100 t	→
100~500 t	→
500~1000 t	→
1000~5000 t	→
5000t以上	→

- 流通拠点漁港 (うち流通輸出拠点港)
- 生産拠点漁港 (うち流通輸出拠点港)
- 一般漁港
- ◆ 産地市場を有する港湾 (漁港からの搬入有の場合のみ)
- ★ 漁業関係の利用がなされている港湾
- ☆ 産地市場
- 漁業: 主な漁業種が、(不漁) (巻き網・底引き等)、(不漁) (不漁) (不漁) の場合は示す
- ← 水産物集約 (漁船陸揚げ)
- ← 水産物集約 (陸送)
- 出 → 加工場・消費地への出荷 (主な出荷先として、圏域内(域内)、圏域外の県内、県外を示す。輸出している場合は輸先国の国等をできる限り示す)